

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１ 信用事業に係る事業の取扱い</p> <p>Ⅲ－４－１－２ 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</p> <p>組合が、水協法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る同項第 17 号の事業及び同条第 3 項第 12 号の事業、<u>同法第 87 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る同項第 18 号の事業及び同条第 4 項第 14 号、同法第 93 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る同項第 10 号の事業及び同条第 2 項第 12 号の事業並びに同法第 97 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る同項第 12 号の事業及び同条第 3 項第 14 号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</u></p> <p><u>（１）組合が行う以下の業務も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p>・ <u>中小漁業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&A に関する業務及び事務受託業務（取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）</u></p> <p><u>（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優先的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１ 信用事業に係る事業の取扱い</p> <p>Ⅲ－４－１－２ 「信用事業に附帯する事業」の取扱い</p> <p>組合が、水協法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る同項第 17 号の事業及び同条第 3 項第 12 号の事業、<u>水協法第 87 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る同項第 18 号の事業及び同条第 4 項第 14 号、水協法第 93 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る同項第 10 号の事業及び同条第 2 項第 12 号の事業、水協法第 97 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る同項第 12 号の事業及び同条第 3 項第 14 号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</u></p> <p><u>（１）組合が、中小漁業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&A に関する業務及び事務受託業務については、取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる事業も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p><u>（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であること</u></p>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u> ・ <u>組合の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務</u> <p>上記業務の実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（２）（略）</p>	<p><u>に留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（２）（略）</p>